

## 公益社団法人秦野市シルバー人材センター役員賠償責任保険に係る内規

### 第1 加入目的

公益社団法人の役員が直面している賠償リスクを補填し、安心して法人運営に専念するために加入する。

### 第2 総支払責任限度額

1千万円

### 第3 概算保険料

年額4万円程度（保険期間1年）

ただし、毎年度更新のため、その都度保険料が変更される。

### 第4 免責金額

被保険者負担 なし

### 第5 保険料の負担

全額法人が負担するものとする。

### 第6 賠償事故例

- (1) 経理担当職員が長年にわたり、横領を行っていたことが発覚し、資金が回収不能となり法人の損失が発生した。
- (2) 業務縮小のため職員を解雇したが、その元職員から不当解雇だとして役員が損害賠償請求された。
- (3) 役員の関係する会社との取引により、法人に損失が発生した。その取引が役員の利益相反取引に当たるため、その決定をした役員が損害賠償請求された。
- (4) 運営資金をハイリスクの金融商品で運用していたが、暴落し資金が大幅に減少した。

### 第7 その他

この内規は、公益社団法人の設立登記の日から適用する。

### 附 則

この内規は、令和5年4月1日から施行する。